

保護者の皆様へ

東京都立練馬工業高等学校
校長 佐々木 哲

学校保健安全法施行規則により、以下の感染症は出席停止の扱い（欠席日数に加算されない）となります。医師の指示等により、他へ感染のおそれなくなった生徒を再登校させる際には、下記の用紙に医師の証明を受け、担任までご提出ください。

なお、医師の証明がない場合は、出席停止の扱いとなりませんのでご注意ください。

学校において予防すべき感染症の種類

種類	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 ポリオ ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルスに限る) 中東呼吸器症候群(MARS コロナウイルスに限る) 特定鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで。
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び 新型インフルエンザを除く) 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 結核 咽頭結膜熱 髄膜炎菌性髄膜炎	感染症ごとに定めた出席停止の期間。 ただし、病状により医師が感染のおそれがないと認めるときはこの限りではない。
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌 感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。

治癒報告書

____年 ____組 氏名 _____

病 名 _____

治療期間 令和 ____年 ____月 ____日 ～ 令和 ____年 ____月 ____日

上記の治療期間で治癒し、登校することを許可しました。

令和 ____年 ____月 ____日

医療機関

医師名 _____ (印)